

横浜市子ども食堂等物価高騰対策支援金《募集案内》

光熱費・食材費などの物価高騰に直面している、子ども食堂等市内のこどもの居場所に対し、支援金を交付します。

※詳細は横浜市ホームページに掲載している交付要綱を必ずご確認ください。

1 対象となる団体

横浜市内において、身近な地域におけるこどもの居場所づくりを目的とした取組を自主的に行う団体・グループであり、単一の団体・グループであること、特定の政治活動又は宗教的活動に関する団体・グループではないこと等を要件とします。

2 対象となる取組

横浜市内において実施する、以下の全てに該当する取組とします。

- (1) 感染症等に対して適切に対策を実施しながら、主にこどもを対象に食事の提供や学習支援等を行う等身近な地域におけるこどもの居場所づくりを目的とした取組（以下「子ども食堂等」という。）であること。
- (2) 申請時点で当該年度の活動実態があること。また、原則月1回以上（取組を開始した月から平均して月1回以上）継続的に開催していること。ただし、荒天やその他のやむを得ない事情により開催できなかった場合は、この限りではない。
- (3) 参加費が無料又は低廉（実費相当程度でこどもの参加費が1回あたり300円程度を想定）であること。
- (4) 地域に住むこどもを広く対象とする取組であること。
- (5) 「食事の提供を伴う取組」、「光熱費の負担のある取組」のどちらか、あるいは両方に該当すること。
- (6) 食事の提供にあたっては、食品事故防止に努めるとともに必要な衛生管理を徹底していること。また、食物アレルギーを原因とした事故等の防止に努めていること。
- (7) 活動内容や予定を事前に周知・公表していること。

《対象外となる取組》 上記にかかわらず、対象外となる要件がございます。主なものは以下の通りです。

- (1) 営利目的又は特定の団体や個人のみが利益を受けるもの。
- (2) 政治活動又は宗教活動を目的とするもの。
- (3) 地域住民・団体構成員の交流や親睦を主な目的とするもの。
- (4) 未就学の子と親が主な対象で、仲間づくりや情報交換、育児の支援を目的としたもの。
- (5) 本市（区役所含む）から他の物価高騰対策にかかる補助・助成及び委託（指定管理含む）を受けている、又は受ける見込みのあるもの。 など

【注意事項】

・国、他の地方公共団体、それらの外郭団体、他の公的団体等から補助・助成を受けている取組も対象としますが、他の補助金の規定において当該補助金以外の交付を受けることを認められていない場合がありますのでご注意ください。



3 補助対象期間

令和6年8月1日～令和6年10月31日及び令和7年1月1日～令和7年3月31日

※申請時点で今年度の活動実態があり、取組を今後継続的に行うことが必要

4 支援額

	光熱費負担あり（月額）	光熱費負担なし（月額）
食事の提供を伴う	13,500円（2,250円）	12,000円（2,000円）
食事の提供を伴わない	3,000円（500円）	－

※ 本支援金以外に、国、県等の地方公共団体、それらの外郭団体、その他の公的団体等から補助対象期間を同じとする物価高騰にかかる補助・助成等を受けている場合は、その額を差し引いた額を交付します。

※ 令和6年8月1日以降に補助対象事業を開始した場合の交付額は、表内に掲げる月額に補助対象期間のうち補助対象事業を実施した月数を乗じた額とします。

5 申請期限

令和7年9月30日（火）

※ 補助対象期間が令和6年4月1日～令和6年5月31日の物価高騰対策支援金を申請している場合も、当該支援金の申請は可能です。

6 申請書類

- (1) 「横浜市子ども食堂等物価高騰対策支援金交付申請書兼実績報告書」
- (2) 「横浜市子ども食堂等物価高騰対策支援金事業概要書」
- (3) 活動の内容が分かる書類（参加募集チラシやホームページの写しなど）

※ 交付決定後に「横浜市子ども食堂等物価高騰対策支援金請求書」を提出していただきます。

7 申請方法

横浜市電子申請システムから申請していただくか、申請書類を横浜市 HP からダウンロードの上、E-mail 又は郵送で事務局までご提出いただくか、横浜市電子申請システムから申請してください。

・事務局：横浜市子ども青少年局地域子育て支援課

・電子申請：以下の URL または二次元コードから読み込み、電子申請システムにアクセスしてください。

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/58998822-add8-4e23-8f6b-dcc6142afa96/start>

・E-mail：kd-kodomoibasyo@city.yokohama.lg.jp

・郵送：〒231-0005

横浜市中区本町6丁目50番地の10 子ども青少年局地域子育て支援課



8 その他

- 事業を中止又は廃止する場合は、必ず担当までご連絡ください。
- 事業に関係する書類は令和8年度から5年間(令和13年3月31日まで)保存してください。
- 支援金の交付を受けた団体等は、団体等の名称と取組の概要を横浜市子ども青少年局のウェブサイト等を通じて公表する予定です。



問い合わせ先

横浜市子ども青少年局地域子育て支援課

子ども食堂等支援事業 担当

電話：045-671-4157

E-mail：kd-kodomoibasyo@city.yokohama.lg.jp